食事サービス契約書

貸主　株式会社長谷工シニアウェルデザイン（以下「甲」という）と借主　　（以下「乙」という）と連帯保証人は、甲乙にて　　年　　月　　日付締結の「ブランシエールケア玉川上水　終身建物賃貸借契約」（以下「原契約」という）の締結にあたり提供する食事サービスについて、次のとおり契約を締結する。

１．食事の提供

甲は、乙の健康及び栄養状態を考慮した食事を提供する。

２．献立の提示

甲は、週間献立表を週末に翌週のものを提示する。

３．食事のキャンセル

乙は、食事の提供が不要になった場合、食事の提供される前日 17 時までに甲にその旨を伝えなければならない。

乙より甲へ申出がない場合は、喫食したものとみなし甲は乙へ食事料金を請求するものとする。

４．食事料金

通常食の料金は、以下のとおりとする。

朝食　：　438 円（消費税込 473 円※）／回

昼食　：　510 円（消費税込 550 円※）／回

夕食　：　726 円（消費税込 784 円※）／回

※食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税率については、国税庁の定める金額基準に則り対応。

５．対応食の提供

甲は乙が嚥下障害等若しくは一時的な対応が必要な場合、医師・看護師の指示により適切な食事を乙に提供するものとする。

食事料金は普通食と同額とする。

６．特別食の提供

乙は、特別食の提供を甲へ申出ることができる。

予約時期及び食事料金については甲乙別途協議するものとする。

７．食事料金の支払い

甲は、乙の喫食数を毎月末日に締め、乙の１ヶ月の食事料金を算出し、28 日に乙の口座より、引き落とすものとする。

８．契約の期間

本契約の期間は原契約と同一とし、事由の如何を問わず原契約が終了したときは、本契約も終了する。

９．連帯保証人

連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を原契約の表題部連帯保証人欄に記載された極度額の範囲で負担するものとする。

10．協議事項

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙及び連帯保証人は各々記名・押印のうえ甲乙各１通ずつ保有する。

年　　月　　日

甲　東京都港区芝二丁目２９番１４号
株式会社長谷工シニアウェルデザイン
代表取締役社長　久井 俊樹　　印

乙　住所

氏名　　印

連帯保証人　住所

氏名　　印